

該当箇所：P437 徴収法 261 問

内容：下記内容に修正。

○ 法 41 条 2 項、徴収関係事務取扱手引 I

設問のとおりである。一般的な「告知」は民法 153 条の「催告」に該当すると解されるため、6 か月以内に裁判上の手続き等をしなければ時効中断の効力が生じない。しかし、これでは徴収金の徴収が適切にできないため、法 41 条 2 項により民法 153 条の規定の例外として時効中断の効力を発生させ、設問の場合の時効は、納入の告知によって中断し、納入告知書の納期限の翌日から新たに進行する。